

いじめ防止対策委員会

1 実施体制

推進法 22 条に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会の構成員は、校長・教頭・養護教諭・生徒指導主事・当該担任・学年団とする。なお、構成員及び役割は、この基本方針に基づき適切に改訂を行う。

2 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の項について生徒指導部等と連携を図り、その円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止等に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

3 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これらの重大事態については、いじめ防止対策委員会を中核とする。「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、推進法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合)
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生時案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、被害児童を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) PTA 役員及び学校支援地域本部等との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 福山市教育委員会との連携のもとでの指導計画の作成
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

4 取組の検証と実施計画等の見直しについて

(1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

(2) いじめ防止対策委員会において、いじめアンケート、いじめの認知件数、いじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。